新型コロナ関連 12.22③

令和２年12月22日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る診療時間等の変更に関する医療法上の取扱いについて

神奈川県医師会より通知が参りましたので、お知らせいたします。
鎌倉市医師会ホームページへアップロードしてありますので、ご覧ください。

公益社団法人　日本医師会常任理事
釜　萢　　敏

年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る
診療時間等の変更に関する医療法上の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、年末年始に向けた医療提供体制につきましては「年末年始に向けた医療提供体制の確保に関する対応について」（令和２年１２月３日付け（地429）（健Ⅱ364））にてご案内差し上げているところです。

今般、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、年末年始においても引き続き診療・検査体制や入院体制を維持・確保することの重要性に鑑み、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

具体的には、年末年始における医療提供体制の確保に当たっては、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるところ、当該変更については、医療法に基づく届出は省略して差し支えないこととされております。